

令和7年4月 遊佐町農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日程 令和7年4月25日(金) 午後6時00分～午後19時40分

2. 場 所 遊佐町役場 第1会議室

3. 会議に付した議案

- 報告事項1 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
 報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知受理について
 報告事項3 賃借料の変更通知書の受理について
 報告事項4 地目変更登記に係る照会に対する回答について
 議第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
 議第2号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について
 議第3号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について
 議第4号 農用地利用集積等促進計画案について

4. 出席委員 (15名中14名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三浦 祐輝	2	大谷 浩夫			4	高橋 敬
5	小田原英史			7	高橋 正樹	8	石垣 建
9	小野寺一博	10	高橋 茂央	11	高橋 晃広	12	小松 正志
13	前川 一城	14	那須 久美	15	齋藤 勝広	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (1名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	榑原 一男						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

8. 事務局出席者 (3名)

太田 智光事務局長、石垣 学係長、高橋 息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので、遊佐町農業委員会の4月定例会を開催させていただきます。初めに、本日の出欠状況の報告を那須原懲罰副委員長よりお願いします。</p> <p>(14番那須久美委員が挙手し、議長が指名する)</p>
14番 那須 久美委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>欠席委員 1 名、出席委員は14名で過半数の委員が出席しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
佐藤会長	(挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤充会長より議長をお願いします。</p> <p>(佐藤会長が議長に就き、委員に議事進行の協力を依頼する。)</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では4番 高橋敬委員と5番 小田原英史委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の高橋主事を指名します。</p> <p>それでは、総会次第に基づき進行いたします。報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>報告事項1. 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 合計7件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>続きまして、報告事項2. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について 番号1、2は第三者に利用権設定のため解約するものです。番号3は第三者への所有権移転のため解約するものです。番号4は農地転用のため解約するものです。なお、それぞれに係る案件については、後ほど各議案で説明いたします。</p> <p>報告事項3. 賃借料の変更通知書の受理について それぞれで当事者の合意により賃借料を変更するものです。</p> <p>また、番号23、24については去年の豪雨災害に係りまして今年度の賃借料を0円とするものです。続きまして、報告事項4. 地目変更登記に係る照会に対する回答について、説明いたします。補足説明資料1ページから登記官からの照会書、事務局長名での回答書等を添付しておりますので併せてご覧ください。</p> <p>番号1から3まで合計3件の全4筆ですが、すべて農業振興地域内の農用</p>

	<p>地区域外、都市計画区域外で、所有者、土地の表示等は議案書の 18 ページに記載のとおりであります。</p> <p>番号 1 の照会地は、3 月 7 日付けで法務局酒田支局から照会があり、3 月 14 日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、佐藤会長の 3 名で現地調査を行いました。昭和 44 年頃に農地転用許可を得ないまま建物等を建築し、現在に至っています。周辺の農地に影響もないと判断し、原状回復命令は行わないと 3 月 14 日付けで法務局酒田支局に回答しております。</p> <p>番号 2 の照会地は、平成 2 年 3 月 22 日付けで公民館用地として転用許可を得て公民館が建築されておりますが、その後、地目変更登記されておらず農地のままになっていたようです。3 月 13 日付けで法務局酒田支局から照会があり、3 月 17 日に事務局で現地確認を行い、非農地であることを確認し回答しております。</p> <p>番号 3 の照会地は、令和元年 11 月 25 日付けで非農地証明願いにより許可を得ている雑種地となっております。3 月 18 日付けで法務局酒田支局から照会があり、3 月 24 日に事務局で現地確認を行い、非農地であることを確認し回答しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等がありましたらお願いします。ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、高橋正樹副委員長より報告をお願いします。</p> <p>(7 番 高橋正樹委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番 高橋正樹委員	<p>4 月 18 日に、第 2 会議室で委員 6 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 1 号、2 号、5 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、議第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局 事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 1 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>番号 1、計 3 筆、918 ㎡。</p> <p>この案件は現地調査を小松委員にお願いしていただきましたので、後ほど調査結果の報告をお願いいたします。</p> <p>この場所は譲渡人が耕作してきた場所ですが、年齢のこともあり耕作することが難しくなってきたため耕作してくれる人を探したようです。そこで譲受人が耕作してくれるということで話がまとまり、去年は相対で耕作したようです。</p> <p>所有権移転については、譲渡人の子供が遊佐におらず後継者がいない</p>

	<p>こともあり、譲渡人から話をもちかけ合意したようです。 番号 2、計 1 筆、815 m²、総額 10,000 円。 この案件は現地調査を高橋敬委員にお願いしていただきましたので、後ほど調査結果の報告をお願いします。</p> <p>この案件は 2 月総会に贈与の案件として上げる予定でしたが、調整委員会途中で贈与から売買に切り替えるため取り下げたいと連絡があった案件です。申請地は譲受人の土地に隣接している場所です。 この場所には譲受人の土地を通らないと行けないこともあり、譲渡人では管理が難しいため所有権移転の話になりお互い合意したようです。 番号 3、計 2 筆、2,780 m²、総額 1,112,000 円。 この案件は現地調査を高橋晃弘委員にお願いしていただきましたので、調査結果も合わせて説明します。</p> <p>申請地は譲受人が貸借して耕作していた場所ですが、所有者が亡くなり相続放棄されたため、譲受人で財産管理人選任手続きを行い売買となりました。また、審査基準書の地図では譲受人の田に隣接しているだけのように見えますが、実際は譲受人の所有地と併せて 1 枚の田になっており単独での処分、耕作は難しいという条件になっています。 また、売買代金については国庫に入ることになります。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 1 について、小松正志委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
12 番 小松 正志委員	<p>はい。 譲受人に電話で話を聞きました。周りが荒れているので頑張って作ってくださいと話したところ、分かりましたと返事がありましたので、問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 2 について、高橋敬委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
4 番 高橋 敬委員 4 番 高橋 敬委員	<p>はい。審査基準書は 2 ページ目の上の段になります。 この件につきましては、先ほどの説明のとおり調整委員会での説明が終わった直後に、変更したいと連絡が入ったものです。当初は贈与で話を進めておりましたが、現地調査の段階で譲受人から、できれば売買のほうがありがたいと話がありましたので、その旨を譲渡人に話をしていました。 代理人を通しての申請ですので、事務局に伝わるまでにタイムラグがあったのかなと思います。 現地調査は 2 月 8 日に行っており、申請地については以前少々トラブルがあったようで売買にしたいと譲受人から話がありました。譲渡人は審査基準書のとおり、道路から入ったところは譲受人の宅地のため、この宅地を通らないと申請地に入れないという状況でした。 譲渡人は相続をしてから一度もこの場所に行ったことはないということなので、畑関係からも遠のいていたということでした。これからも耕作はしないということなので、贈与でも良いと話をもちかけたということでした。 譲受人は宅地を通らないと畑に行けない関係で、前所有者と揉めた経過があるということなので、できれば売買にしたいと話がありました。 譲受人については、審査基準書に載っている範囲以外の畑で生計は立てられるということなので、自宅すぐの畑の耕作はほとんどしていないということ</p>

	<p>した。</p> <p>譲渡人は耕作意欲があり、他の畑もしっかり管理していることもありますので、譲り受けた後も保全管理に努めるということでしたので、許可相当だと思います。以上です。</p>
議長	<p>次に、番号 3 について 11 番高橋晃弘委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
11 番 高橋 晃弘委員	<p>はい。</p> <p>この土地につきましては事務局の説明のとおり、所有者が亡くなり相続放棄されたということで、耕作していた譲受人から相続財産管理人選任の申立てをして売買を進めてきたというものです。</p> <p>去年の春から動き出していたようで、秋によく財産管理人が決まり、売買の話がまとまったというところです。</p> <p>先ほどの説明のとおり、申請地は譲受人所有地と一枚の田になっているので、他への処分は難しく自分が買うしかないだろうということで売買を希望したようです。</p> <p>譲受人は高齢になってきましたが、しっかり耕作されている方ですので問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(4 番高橋敬委員が挙手し議長が指名する)</p>
4 番 高橋 敬委員	<p>売買金額は国庫に入るということでしたが、譲受人が望めば贈与でというのは可能なのでしょうか。</p>
11 番 高橋 晃弘委員	<p>財産管理人を申し立てての売買は、管理人が売買代金から経費を差し引くので、贈与でというのは難しいと思います。</p> <p>また、金額についても、近傍地の価格も参考にしながら適正な価格で進めるということのようです。</p>
議長	<p>その他、ご意見等ございますか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。議第 1 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 1 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 2 号、農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 5 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>番号 1、畑 1 筆、897 m²。</p>

	<p>この案件は現地調査を齋藤委員長にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いします。</p> <p>申請地は所有者から事務局にあっせんの依頼があった場所で、畑を探していた借人に紹介し合意となったものです。</p> <p>番号 2、田 2 筆、2,809 m²。</p> <p>この案件は現地調査を高橋晃弘委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いします。</p> <p>この申請は新規設定になりますが、3 月末まで基盤法で貸借をしていた場所で、更新手続きが期限に間に合わなかったため改めて申請となりました。期間、賃料の条件については今まで同等になります。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 1 について、15 番齋藤勝広委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
15 番 齋藤 勝広委員	<p>はい。</p> <p>貸人に電話したところ、使ってくれる人が見つかって良かった。どうかお願いしますということでした。また、借人は意欲的に畑作りに取り組まれている方ですので問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 2 について、11 番高橋晃弘委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
11 番 高橋 晃弘委員	<p>はい。</p> <p>先ほどの事務局説明のとおり、申請地は元々、借人が基盤法で貸借していた場所になります。今年も田に来て管理していますので問題ないと思います。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 2 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 2 号、農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 3 号、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 6 頁、補足説明書は 15 頁からご覧下さい。</p> <p>番号 1、計 1 筆、776 m²です。</p> <p>申請理由は資材置場用地のためです。</p>

	<p>申請地は集落の西側に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地内の農地であります。生産力の低い小集団の農地に該当するため、第2種農地と判断されます。</p> <p>貸人は、借人である法人の代表を務めており、申請地と道路を挟んだ北側に居住しております。これまで資材置場としていた借地の返還を求められ、移転する必要があったことから、自宅から近いという利便性と、資金も通帳の残高により確認して確実性もあり、業務上必要な施設と判断されるため許可相当と考えます。</p> <p>18日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、那須委員の3名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号1について、7番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。</p>
7番 高橋 正樹部会長	<p>はい、報告いたします。</p> <p>現在、借人が資材置き場に行っている場所を早く返してほしいと言われ、急遽自分名義の農地を盛土して使用するという申請です。</p> <p>盛土が崩れないようにし、側溝を掘って排水も良くすると言っていたので、問題はないと思われます。以上です。</p>
議長	<p>次に、8番石垣副部会長より現地調査の報告をお願いします。</p>
8番 石垣 建副部会長 8番 石垣 建副部会長	<p>はい。現地の盛土は20cmほど土などを入れるということです。</p> <p>排水の件も含めて周辺への影響もないだろうと見てきましたので、問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>次に、14番那須委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
14番 那須 久美委員	<p>報告いたします。</p> <p>4月18日、現地に伺いました。現在借りている資材置場が国道沿いがありますが、貸人が利用するという事で使えなくなるということです。</p> <p>そこで、貸人所有の農地を転用して利用するという事でした。近くに柿畑などありますが、道路を挟んでいますし、排水溝もきれいにするという事でした。</p> <p>建物を建てないということで、周りにも迷惑はかけないようにするという事なので、問題ないと思います。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第3号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>それでは、議第4号、農地法第5条の規定による使用賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>

	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。審査基準書は10頁、補足説明書は28頁からご覧下さい。 番号2、計1筆、563㎡です。 申請理由は専用住宅新築のためです。 申請地は集落の北部に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地内の農地であります。令和6年12月総会で農振除外について意見を求められた農地であり、農用地区域から除外後は第1種、第3種等のいずれにも該当しないことから、第2種農地と判断されます。 貸人は借人の祖父で、借人は町外に住んでおりますが、祖父宅と隣接する立地であり、地続きで複数世帯同居となる居宅を新築するため申請したものです。資金も住宅ローンの審査結果通知の写しにより確認し確実性があり、許可相当と考えます。 18日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、高橋委員の3名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。説明は以上です。
事務局	
議長	それでは、番号2について、7番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
7番 高橋 正樹部会長	はい、報告いたします。 この場所は、以前非農地証明を受けている土地で、昔はハウスが建っていましたが今は解体され、きれいな更地になっていました。複数世帯同居の家を建てるということで、問題ないと思います。以上です。
議長	次に、8番石垣副部会長より現地調査の報告をお願いします。
8番 石垣 建副部会長	はい。 現地はハウスの跡ということで、畑の土ということになっていますが、家を建てる段階で地面を締めたり、周辺の土留めをしたりということが考えられると思いますが、問題なしとして見てきました。以上です。
議長	次に、4番高橋委員より現地調査の報告をいたします。
4番 高橋 敬委員	はい。 先ほどの両名の報告のとおり、特に問題ないと思います。以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
	それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第4号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について、 原案のとおり許可することに決定いたします。

	<p>次に、議第5号 農用地利用集積等促進計画案についての議案となりますが、この議案については令和7年度から貸借と売買の制度が変更になったものでありますので、はじめに新しい制度について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	(詳細説明)
議長	事務局からの説明について質問、意見などありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	<p>無いようですので、</p> <p>議第5号 農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は6ページからご覧下さい。</p> <p>遊佐町長から農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に意見を求められています。</p> <p>内訳は、所有権移転は2件、利用権設定が4件、利用権移転は3件となっております。</p> <p>それでは個別に説明します。</p> <p>所有権移転について</p> <p>番号1、計1筆、3,946㎡、1,262,000円。</p> <p>現地調査は小野寺委員にお願いしていますので、後ほど調査結果のご報告をお願いいたします。</p> <p>この案件は譲渡人から譲受人にお願いし、売買合意となったものです。</p> <p>単価が中途半端になっている理由は、当初は単価400,000円という話でしたが、譲渡人がお金に困っているということで、総額の一部を前金のような形で渡しているためその金額を引いた総額になるように調整されています。中間管理機構とも、当初予定していた単価400,000円を近傍価格に設定した上で、今回の単価で売買することは調整済みになります。</p> <p>また、法人への利用権設定が必要な基盤整備中の場所になりますので、所有権移転後、そのまま法人に利用権設定を行います。</p> <p>番号2、計1筆、2,916㎡、総額583,000円。</p> <p>現地調査を齋藤勝広委員にお願いしていますので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>この場所は10年くらい前にも売買の話があったようですが、申請には至らなかったようで、改めて売買の話になり合意したということです。</p> <p>利用権設定について。</p>

	<p>番号 1 今までの耕作者が解約し、新しい耕作者と合意したものです。土地などの詳細については議案書と審査基準書をご確認ください。</p> <p>番号 2 先ほど売買の案件で取得した場所を法人に貸付けるものです。 期間については基盤整備のため 15 年契約をしていた、元の契約の残存期間を引き継ぐものになります。</p> <p>番号 3 今までの耕作者が解約し、新しい耕作者と合意したものです。土地などの詳細については議案書と審査基準書をご確認ください。</p> <p>番号 4 今までの耕作者が解約し、新しい耕作者と合意したものです。土地などの詳細については議案書と審査基準書をご確認ください。 利用権移転について。</p> <p>番号 1 今までの耕作者である法人から別の法人に受け手変更するものです。</p> <p>番号 2 今までの耕作者である法人から新耕作者に受け手を変更するものです。</p> <p>番号 3 今までの耕作者から新耕作者に受け手変更するものです。 両者間で耕作者を変更する案件は 3 月総会にもかかっていますが、これは中間管理機構のスケジュールに合わせて 4 月総会となったものです。 各案件の地番や期間などの詳細については議案書をご確認ください。 また、利用権の移転については審査基準書の地図を省略しております。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	それでは、所有権移転の番号 1 について、9 番 小野寺一博委員より現地調査の報告をお願いします。
9 番 小野寺 一博委員	はい。譲受人に確認したところ、40 万円で当人同士が合意したということでした。今までも耕作していましたし、現在土地改良事業が入っているので区画が変わっていますが、今も耕作していますので問題もなく許可相当かと思えます。以上です。
議長	次に、所有権移転の番号 2 について、15 番 齋藤勝広委員より現地調査の報告をお願いします。
15 番 齋藤 勝広委員	はい。 申請地には現在ハウスが建ってしまっていて、トマトを作っています。このトマトで加工品を作り、ふるさと納税の返礼品になっているものもあるようです。 ハウスを建てる時に土木工事のため、申請地を買おうと考えたようですが、前所有者の経営移譲手続きの関係で断念したようです。お互いで売買することは合意していましたが、先ほどの事情で手続きには至っていなかったということですが、今回、手続きしても支障がなくなったということで正式に売買になったようです。
議長	それでは始めに、所有権移転の番号 1 について審議いたします。 この案件は、1 番 三浦祐輝委員に関する案件ですので、三浦委員は一

議長	時退席願います。
	(三浦祐輝委員 一時退席)
議長	それでは質疑に入ります。 何か質問・意見等がございますか。
	(質問・意見なし)
議長	それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 5 号、所有権移転の番号 1 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。 三浦委員は着席願います。
	(三浦祐輝委員 着席)
議長	次に、利用権設定の番号 1 について審議いたします。 この案件は、15 番 齋藤勝広委員に関する案件ですので、齋藤委員は一時退席願います。
	(齋藤勝広委員 一時退席)
議長	それでは質疑に入ります。 何か質問・意見等がございますか。
	(質問・意見なし)
議長	それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 5 号、利用権設定の番号 1 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。 齋藤委員は着席願います。
	(齋藤勝広委員 着席)
議長	次に、利用権設定の番号 2 と利用権移転の番号 1 について審議いたします。 この案件は、1 番 三浦祐輝委員と 9 番小野寺一博委員に関する案件ですので、三浦委員と小野寺委員は一時退席願います。
	(三浦祐輝委員、小野寺一博委員 一時退席)
議長	それでは質疑に入ります。 何か質問・意見等がございますか。
	(質問・意見なし)
議長	それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 5 号、利用権設定の番号 2 と利用権移転の番号 1 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手)

議長	<p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p> <p>三浦委員と小野寺委員は着席願います。</p>
	(三浦祐輝委員、小野寺一博委員 着席)
議長	<p>次に、利用権移転の番号 2 について審議いたします。</p> <p>この案件は、4 番大谷浩夫委員と 13 番前川一城委員に関する案件ですので、大谷委員と前川委員は一時退席願います。</p>
	(大谷浩夫委員、前川一城委員 一時退席)
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>何か質問・意見等がございますか。</p>
	(質問・意見なし)
議長	<p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>利用権移転の番号 2 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p> <p>大谷委員と、前川は着席願います。</p>
	(大谷浩夫委員、前川一城委員 着席)
議長	<p>最後に、ただいま審議いただいた案件以外について審議いたします。</p> <p>何か質問・意見等がございますか。</p>
	(質問・意見なし)
議長	<p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 5 号所有権移転の番号 1、利用権設定の番号 1、2、利用権移転の番号 1、2 以外の案件について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、</p> <p>議第 5 号 農用地利用集積等促進計画案について、</p> <p>原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p>
	(委員、事務局共になし)
議長	<p>無いようですので、これで 4 月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>